

新規高度人件費割合等の計算に関する明細書

新規高度人件費割合等の計算に関する明細書				事業年度	：	：	法人名			
試験研究費の額	1		円	$\frac{(4)}{(12)}$				5		
同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額(工業化研究に該当する試験研究に係る人件費の額を除く。)	2			(2)のうち措令第27条の4第25項第1号又は第2号に定める試験研究費の額に該当する金額				6	円	
(1)のうち役員又は使用人に対する人件費の額	3			新規高度研究業務従事者に対する特別試験研究費の額						
新規高度人件費割合 $\frac{(2)}{(3)}$	4			(2)－(6) (5)<1.03の場合又は(11)＝0の場合は0)				7		
前事業年度の新規高度人件費割合の明細										
前事業年度	8		：	：	(9)のうち役員又は使用人に対する人件費の額				11	円
試験研究費の額	9			円	前事業年度の新規高度人件費割合					
同上のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額(工業化研究に該当する試験研究に係る人件費の額を除く。)	10				$\frac{(10)}{(11)}$				12	

別表六十二付表一 令七・四・一以後終了事業年度分